

本文書は、欧州連合（EU）の商標ハーモ指令（正式名称「商標に関する加盟国の法律を接近させるための2008年10月22日付け欧州議会および欧州理事会の指令2008/95/EC」）を和訳したものです。

また、本文書は、参照用のための仮訳であり、最終的な内容の確認、照会についてはその原文（[DIRECTIVE 2008/95/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 22 October 2008 to approximate the laws of the Member States relating to trade marks \(PDF\)](#)）において行われるようお願い致します。本仮訳が原文と相違する記載があるときは、全て原文が優先します。本仮訳によって不利益を被る事態が生じたとしても、JETROはその責任を負いません。

商標ハーモ指令の発効までの経緯については、[欧州知的財産ニュース 2008年11～12月号 \(PDF\)](#)の「新法文化された商標ハーモ指令が発効へ」の記事を御参照下さい。

JETRO デュッセルドルフ事務所

指令

商標に関する加盟国の法律を接近させるための

2008年10月22日付け

欧州議会および欧州理事会の指令2008/95/EC

(成文化版)

(欧州経済領域 (EEA) 関連文書)

欧州連合の欧州議会および欧州理事会は、
欧州共同体を設立する条約、特に同条約の第 95 条を考慮し、
欧州委員会からの提案を考慮し、
欧州経済社会委員会の意見を考慮し⁽¹⁾、
上記条約 251 条に定められた手続きに従って行動し⁽²⁾、
以下の事実に鑑みて、本指令を採択した。

- (1) 商標に関する加盟国の法律を接近させるための 1988 年 12 月 21 日付け理事会指令 89/104/EEC⁽³⁾の内容は修正されている⁽⁴⁾。明確性と合理性を高めるために、同指令を成文化すべきである。
- (2) 指令 89/104/EEC が発効する前に加盟国で適用されていた商標法には、商品の自由な移動や役務提供の自由を阻害し、かつ共同市場内での競争を歪めるおそれのある不一致が含まれていた。それ故、域内市場の適正な機能を確保するために、加盟国の法律を接近させることが必要となった。
- (3) 共同体の商標制度が、商標取得を希望する企業に与える解決手段と利点を無視しないことが重要である。
- (4) 加盟国の商標法の全面的な接近に取り組む必要はないと思われる。接近は、域内市場の機能に最も直接的に影響を与えるこれら加盟国法の国内規定に限定して行えば十分であろう。
- (5) 本指令は、使用によって取得された商標の保護を継続する権利を加盟国から剥奪すべきではないが、そうした商標を登録によって取得された商標との関係においてのみ考慮すべきである。

(1) 官報 C161、2007 年 7 月 13 日、P. 44

(2) 2007 年 6 月 19 日付けの欧州議会の意見 (官報 C 164 E、2008 年 6 月 12 日付、P. 76) および 2008 年 9 月 25 日付けの欧州理事会の決定。

(3) 官報 L 40、1989 年 2 月 11 日、P. 1

(4) 付録 I、A 部を参照。

- (6) 加盟国はまた、登録に関して、また登録によって取得された商標の取消および無効に関して、その手続規定を定める自由を保持すべきである。加盟国は、例えば、商標登録および無効手続の方式を定めることができ、登録手続または無効手続もしくはその両者における先行権利の行使の可否を決定することができ、登録手続において先行権利の行使を認める場合には、異議申立て手続または職権による審査手続もしくはその両者を有することができる。加盟国は、商標の取消または無効の効果を定める自由を保持すべきである。
- (7) 本指令は、加盟国における商標法以外の法律の規定、例えば不正競争、民事責任または消費者保護に関する規定を商標に適用することを排除すべきではない。
- (8) この法律の接近が意図している目的を達成するには、登録商標の取得およびその保持についての条件が全加盟国において概ね同一であることが求められる。そのために、商標を構成しうる標識の例を列挙する必要がある。その場合の条件として、これらの標識はある企業の商品や役務と他の企業の商品や役務を識別できるものでなければならない。例えば、識別性の欠如など商標自体にかかわる、または当該商標と先行権利の抵触にかかわる拒絶または無効の事由は、たとえその事由の幾つかが加盟国の選択肢として列挙され、自国法においてそれらの事由を維持または導入することができることとされている場合にも、これらを余すところなく列挙すべきである。加盟国は、例えば、商標の付与、商標の更新、料金規則などの適格性に関して、または手続規則の不遵守に関連して、商標の取得およびその保持についての条件に関係した拒絶事由または無効事由で、それについて接近の規定がないものを、自国法において維持または導入できなければならない。
- (9) 共同体で登録および保護される商標の総数を減少させ、ひいてはこれらの商標間で生じる紛争の数を減少させるために、登録商標は実際に使用されなければならない。商標は、不使用の先行商標の存在を理由に無効にできない旨を規定する必要がある。その一方で加盟国は、商標の登録の際に同じ原則を適用する自由を保持すべきであり、または抗弁の結果、当該商標の取消が可能であると立証されたときは当該商標を侵害訴訟において有効に行使できない旨を規定する自由を保持すべきである。これらすべての場合において、適用される手続規則の制定は加盟国に委ねられる。
- (10) 商品および役務の自由な移動を促進するために、登録商標が全加盟国の法制度の下で同様の保護を受けられるよう保証することが肝要である。ただしこれは、加盟国が自らの選択により、名声を有する商標をより広範に保護することを妨げるものではない。
- (11) 登録商標の効用は特にその商標を出所表示として保証することであるが、登録

商標により与えられる保護は、標章、標識と商品や役務との間に同一性がある場合には絶対的なものでなければならない。その保護は、標章、標識と商品や役務との間に類似性がある場合にも適用されるべきである。混同のおそれについては、類似性の概念の適正な解釈が不可欠となる。混同のおそれに関する評価は、数多くの要素、特に市場における商標の認識、使用もしくは登録された標識により生み出される関連性、商標と標識の間および特定の商品や役務の間の類似性の程度などによって異なるが、混同のおそれに関して、その保護のための具体的な条件を定めるべきである。混同のおそれを立証する方法、特に立証責任については、本指令の影響の及ばない国内手続規則の問題とすべきである。

- (12) 法的確実性のために、また先行商標の所有者の利益を不当に害することなく、後続商標の出願が悪意でなされた場合を除き、先行商標の所有者は、相当の期間にわたり本人が意識的にその使用を容認してきた自身の商標の後続商標の使用に関して、もはや無効の宣言を請求できず、異議を唱えることも許されない旨を規定することが重要である。
- (13) 全加盟国は、工業所有権の保護に関するパリ条約に拘束される。本指令の規定は、パリ条約の規定に完全に合致している必要がある。同条約に起因する加盟国の義務は、本指令により影響を受けることがあってはならない。適切な場合には、欧州共同体を設立する条約の第 307 条第 2 項を適用すべきである。
- (14) 本指令は、付録 I、B 部記載の指令 89/104/EEC の国内法への転置期限に関する加盟国の義務を害するものであってはならない。

第 1 条

範囲

本指令は、加盟国において、個別の商標、団体標章、保証標章または証明標章としての登録または登録出願の対象となる、またはベネルクス知的財産庁における登録または登録出願の対象となる、または加盟国において効力を有する国際登録の対象となる、商品または役務にかかわるすべての商標に適用される。

第 2 条

商標を構成しうる標識

商標は、図式的に表現できるあらゆる標識、特に人名を含む言葉、デザイン、文字、数字、商品の形状またはその包装によって構成することができる。ただし、これらの標識は、ある企業の商品や役務と他の企業の商品や役務を識別できるものでなければならない。

第 3 条

拒絶または無効の事由

1. 以下に該当する商標は、これを登録することができず、また登録された場合にも無効を宣言されるものとする：
 - (a) 商標を構成できない標識；
 - (b) 識別性を欠く商標；
 - (c) 商品または役務の種類、品質、数量、用途、価格、原産地、商品の生産時期または役務の提供時期、その他の特徴を表示するために取引上使用される標識または表示のみで構成される商標；
 - (d) 通用語において、または真正でかつ確立された取引業務において慣習的に使用されている標識または表示のみで構成される商標；
 - (e) 以下に掲げる要素のみで構成される標識：
 - (i) 商品そのものの性質から生じる形状；
 - (ii) 技術的成果を得るために必要な商品の形状；
 - (iii) 商品に本質的価値をもたらす形状；
 - (f) 公序良俗または一般に認められた道德規範に反する商標；
 - (g) 例えば商品または役務の性質、品質または原産地について、公衆を欺くような性質の商標；
 - (h) 管轄当局によって認可されておらず、かつ、工業所有権の保護に関するパリ条約（以下、「パリ条約」という）第6条の3に従って拒絶または無効とされるべき商標。
2. いずれの加盟国も、以下に該当する場合、その範囲において、商標は登録されず、また登録された場合にも無効を宣言される旨を定めることができる：
 - (a) その商標の使用が、関係加盟国または共同体の商標法以外の法律の規定により禁止されうる場合；
 - (b) その商標が、高度に象徴的な価値、特に宗教的象徴を表す標識を含む場合；
 - (c) その商標が、パリ条約第6条の3に規定するもの以外の、公益性のあるバッジ、記章または紋章入り盾形を含む場合。ただし、加盟国の法律に従い、管轄当局がその登録に同意している場合はこの限りでない；
 - (d) その商標登録の出願が出願人により悪意でなされた場合。
3. 登録出願の日以前に、その使用により識別性を獲得している商標は、上記第1項 (b)、(c) または (d) の規定によりその登録を拒絶されず、または無効を宣言されない。また、いずれの加盟国も、登録出願日の後または登録日の後に識別性を獲得した場合にも本項の規定を適用する旨を追加的に定めることができる。

4. いずれの加盟国も、上記第 1 項、第 2 項および第 3 項の規定にかかわらず、指令 89/104/EEC に従うために必要な規定が発効する日以前に有効であった登録拒絶事由または無効事由を、その日以前に出願された商標に適用する旨を定めることができる。

第 4 条

先行権利との抵触に関する追加的拒絶事由または無効事由

1. 以下に該当する商標は、これを登録することができず、また登録された場合にも無効を宣言されるものとする：
 - (a) その商標が先行商標と同一であり、かつ、その商標の出願または登録にかかわる商品または役務が、先行商標が保護されている商品または役務と同一である場合；
 - (b) その商標と先行商標との同一性または類似性、およびこれらの商標にかかわる商品または役務の同一性または類似性により、公衆が混同するおそれがある場合。この混同のおそれには、先行商標との関連性のおそれを含む。
2. 第 1 項における「先行商標」とは、以下をいう：
 - (a) 以下に掲げる種類の商標であり、かつ、該当する場合にはこれらの商標について主張された優先権を考慮し、当該商標の登録出願の日よりも早い登録出願の日付を有するもの；
 - (i) 共同体商標；
 - (ii) 加盟国において登録された商標、あるいはベルギー、ルクセンブルクまたはオランダの場合には、ベネルクス知的財産庁に登録された商標；
 - (iii) 加盟国において効力を有する国際協定に基づいて登録された商標；
 - (b) 共同体商標に関する 1993 年 12 月 20 日付けの理事会規則 (EC) No. 40/94⁽¹⁾ に従い、(a) (ii) および (iii) に定める商標に基づき、たとえ同商標が放棄されまたは消滅した場合であっても、先登録権が有効に主張された共同体商標；
 - (c) 登録を条件として、(a) および (b) に定める商標の出願；
 - (d) 当該商標の登録出願日において、または該当する場合には当該商標の登録出願につき主張されている優先日において、パリ条約第 6 条の 2 における「広く認識されている (well known)」という意味において、加盟国で広く認識されている商標。
3. さらに商標は、先行共同体商標が共同体において名声を得ており、かつ、後発商標の使用が正当な理由なくその先行共同体商標の識別性または名声を不正に利用しまたは害する場合であって、その商標が第 2 項でいう意味において先行共同体商標

(1) 官報 L 11、1994 年 1 月 14 日、P. 1

と同一または類似であり、先行共同体商標の登録にかかわる商品または役務と類似でない商品または役務について登録され、または登録されようとしている場合には、これを登録することができず、また登録された場合にも無効を宣言されるものとする。

4. さらに、いずれの加盟国も、以下に該当する場合、その範囲において、商標を登録することができず、また登録された場合にも無効を宣言される旨を定めることができる：
 - (a) 先行内国商標が関係加盟国において名声を得ており、かつ、後発商標の使用が正当な理由なくその先行商標の識別性または名声を不正に利用しまたは害する場合であって、その商標が第2項でいう意味において先行内国商標と同一または類似であり、先行商標の登録にかかわる商品または役務と類似でない商品または役務について登録され、または登録されようとしている場合；
 - (b) 未登録商標または取引で使用されているその他の標識にかかわる権利が、後続商標の登録出願の日以前、または後続商標の登録出願につき主張された優先日以前に取得され、かつ、その未登録商標またはその他の標識がその所有者に、後続商標の使用を禁止する権利を付与している場合；
 - (c) 当該商標の使用が、第2項および本項 (b) に記載の権利以外の先行権利（特に以下に掲げる権利）を理由として禁止される場合：
 - (i) 氏名・名称権；
 - (ii) 肖像権；
 - (iii) 著作権；
 - (iv) 工業所有権；
 - (d) 当該商標が、出願前の最長3年以内に権利の存続期間が満了した先行団体商標と同一または類似である場合；
 - (e) 当該商標が、加盟国によって定められた出願前の期間内に権利の存続期間が満了した先行保証標章または証明標章と同一または類似である場合；
 - (f) 当該商標が、同一または類似の役務について登録された先行商標で、出願前の最長2年以内に更新されず権利の存続期間が満了したものと同一または類似である場合。ただし、その先行商標の所有者が後発標章の登録に同意した場合、またはその商標を使用していなかった場合を除く；
 - (g) 当該商標が、出願日において国外で使用され、現在もそこで使用されている標章と混同されるおそれがある場合。ただし、その出願日において、出願人が悪意でそれを出願した場合に限る。
5. 加盟国は、適切な場合において、先行商標またはその他の先行権利の所有者が後発商標の登録に同意した場合、その登録は拒絶を要せず、または当該商標は無効の宣言を要しないことを容認できる。

6. いずれの加盟国も、第1項から第5項の規定にかかわらず、指令 89/104/EEC に従うために必要な規定が発効する日以前に同国で有効であった登録拒絶事由または無効事由を、その日以前に出願された商標に適用する旨を定めることができる。

第5条

商標により与えられる権利

1. 登録商標は、その所有者に当該商標にかかわる排他的権利を与えるものである。所有者は、同人の同意を得ていないすべての第三者が以下に掲げる標識を取引上使用することを防止する権利を有する：
 - (a) 当該商標が登録されている商品または役務と同一の商品または役務にかかわる当該登録商標と同一の標識；
 - (b) 当該商標との同一性または類似性および当該商標にかかわる商品または役務との同一性または類似性が存在するため、公衆が混同するおそれのある標識。その混同のおそれには、当該標識と当該商標との関連性のおそれを含む。
2. また、いずれの加盟国も、当該商標がその加盟国において名声を得ており、かつその標識の使用が正当な理由なく当該商標の識別性または名声を不正に利用し、または害する場合には、当該商標の所有者は、当該商標と同一または類似の標識を、その所有者の同意を得ていないすべての第三者が取引において、当該商標の登録にかかわる商品または役務と類似でないものに使用することを防止する権利を有する旨を定めることができる。
3. 特に、以下の行為は、第1項および第2項の規定に基づき禁止することができる：
 - (a) 当該標識を商品またはその包装に付すこと；
 - (b) 当該標識の下で商品を提供し、市場に投入し、またはそうした目的のためにこれを保有すること、あるいは同標識の下で役務を提供または供給すること；
 - (c) 当該標識の下で商品を輸入し、または輸出すること；
 - (d) 当該標識を業務書類や広告に使用すること。
4. 指令 89/104/EEC に従うために必要な規定が当該加盟国において発効する日以前において、第1項 (b) または第2項で述べた標識の使用を当該加盟国の法律の下で禁止できない場合には、商標により与えられる権利を当該標識の継続的使用を防止するために行使することはできない。
5. 第1項から第4項の規定は、当該標識の使用が正当な理由なく当該商標の識別性または名声を不当に利用しまたは害する場合であっても、商品または役務の識別以外の目的での標識使用の保護に関するいずれの加盟国の規定にも影響を及ぼさない。

第6条

商標の効力の制限

1. 商標は、以下に掲げるものを第三者が取引上使用することを禁止する権利をその所有者に与えるものではない：
 - (a) 自己の名前または住所；
 - (b) 商品または役務の種類、品質、数量、用途、価格、原産地、商品の生産時期、役務の提供時期、その他の特徴に関する表示；
 - (c) 商品または役務の意図された用途を、特に付属品または予備部品として表示する必要がある場合は、その商標；ただしこの場合、その第三者が工業上または商業上の公正な慣習に従ってこれらを使用していることを条件とする。
2. 商標は、第三者が特定の地方のみで適用される先行権利を取引上行使することを禁止する権利をその所有者に与えるものではない。ただしこれは、その権利が当該加盟国の法律により認められている場合において、その権利が認められている地域の範囲に限定される。

第7条

商標により付与される権利の消尽

1. 商標は、その所有者によってまたは同人の同意を得たうえでその商標を付して共同体市場に投入された商品について、その商標の使用を禁止する権利をその所有者に与えるものではない。
2. 所有者にとってその商品のその後の販売に反対する法律上正当な理由がある場合、特に、その商品が市場に投入された後に商品の状態が変化しまたは損なわれた場合には、第1項の規定は適用しないものとする。

第8条

使用許諾

1. 商標は、その登録にかかわる商品または役務の一部または全部について、また関係加盟国の全体ないし一部について、使用許諾することができる。使用許諾は、独占的または非独占的のいずれであってもよい。
2. 商標の所有者は、以下に関して使用許諾契約違反のあった使用権者に対し、その商標により付与された権利を行使することができる：
 - (a) 契約期間；
 - (b) 商標の使用が可能な登録にかかわる商標の形態；
 - (c) 使用許諾された商品または役務の範囲；

- (d) 商標を付すことのできる地域；または
- (e) 使用権者が生産する商品または提供する役務の品質。

第9条

黙認による制限

1. ある加盟国において、第4条(2)に規定する先行商標の所有者が、連続して5年間にわたり、当該加盟国において登録された後発商標が使用されていることを知りながらその使用を黙認していた場合には、その所有者は、もはや先行商標を理由として後発商標の無効宣言を請求することも、また後発商標が使用されている商品または役務への当該後発商標の使用に異議を唱えることもできないものとする。ただし、後発商標の登録出願が悪意でなされた場合はこの限りでない。
2. いずれの加盟国も、第4条(4)(a)に規定する先行商標、または第4条(4)(b)または(c)に規定する他の先行権利の所有者に対して第1項を準用する旨を規定することができる。
3. 第1項および第2項に規定する場合において、後発登録商標の所有者は、たとえ後発商標に対して先行権利を行使できない場合であっても、先行権利の使用に対して異議を唱えることはできない。

第10条

商標の使用

1. 登録手続の完了日から5年以内に、所有者が加盟国において登録にかかわる商品または役務に関して商標を真正に使用しない場合、あるいはその使用が5年間継続して中止されている場合には、不使用についての正当な理由がない限り、当該商標は本指令に定める制裁の対象となる。
以下に掲げるものもまた、第1サブパラグラフでいうところの使用を構成する：
 - (a) 登録された際の形態における標章の識別性に影響を与えることのない構成部分を変更した形で商標を使用すること；
 - (b) 輸出のみを目的として、関係加盟国において商品またはその包装に商標を付すこと。
2. 所有者の同意に基づく商標の使用、または団体標章、保証標章または証明標章の使用権限を有する者による商標の使用は、その所有者による使用とみなす。
3. 指令89/104/EECに従うために必要な規定が関係加盟国において発効する日以前に登録された商標について：
 - (a) 当該日以前に施行されていた規定に、一定の継続的期間にわたる商標の不使用に対する制裁の定めがある場合は、第1項第1サブパラグラフに定める当該5

年の期間は、その日においてすでに経過している不使用の期間と同時に進行していたとみなす；

- (b) 当該日以前に施行されていた使用規定がない場合は、第1項第1サブパラグラフに定める5年の期間は、早ければその日から進行するとみなす。

第11条

法的手続または行政手続による商標の不使用に対する制裁

1. 商標は、抵触する先行商標が第10条(1)および(2)または第10条(3)に定める使用の要件を満たさない限り、当該先行商標の存在を理由に無効を宣言されることはない。
2. いずれの加盟国も、抵触する先行商標が第10条(1)および(2)または第10条(3)に定める使用の要件を満たさない場合には、当該先行商標の存在を理由に商標登録を拒絶できない旨を定めることができる。
3. 第12条の適用を害することなく、いずれの加盟国も、取消を求める反対請求がなされた場合において、抗弁の結果、第12条(1)によりその商標の取消が可能であると立証された場合、侵害手続において当該商標を有効に行使できない旨を定めることができる。
4. 先行商標が登録にかかわる商品または役務の一部についてのみ使用されている場合には、第1項、第2項および第3項の適用上、当該先行商標はその商品または役務の当該部分についてのみ登録されているとみなす。

第12条

取消事由

1. 商標は、連続して5年間、加盟国において登録にかかわる商品または役務に対して真正に使用されず、かつ不使用について正当な理由がない場合には、取消を逃れない。

ただし、5年の期間の満了時から取消請求がなされるまでの間に商標の真正な使用が開始または再開された場合は、何人も所有者の商標権の取消を主張することはできない。

取消請求に先立つ3か月の期間内における使用の開始または再開（早ければ5年の継続的不使用期間の満了日に開始されるもの）は、取消請求の可能性に所有者が気づいた後にその使用または再開の準備がなされた場合は、顧慮されない。

2. 第1項の規定を害することなく、商標は、その登録の日以降に以下の事態が生じた場合には、取消を逃れない：
 - (a) 所有者の行為または不作為の結果、登録にかかわる商品または役務について、

その商標が取引上の普通名称となった場合；

- (b) 商標の所有者により、またはその所有者の同意の下に、登録にかかわる商品または役務に当該商標が使用された結果、その商標が、特に商品または役務の性質、品質または原産地について公衆に誤認を生じさせるものとなっている場合。

第 13 条

一部の商品または役務のみに関する拒絶、取消または無効の事由

商標の出願または登録の対象となる商品または役務の一部についてのみ登録拒絶の事由もしくは取消または無効の事由が存在する場合には、登録拒絶もしくは取消または無効は、当該商品または役務のみを対象としなければならない。

第 14 条

商標の無効または取消の事後的成立

放棄されたまたは意図的に消滅させた先行商標のシニオリティが共同体商標に対して主張されている場合には、当該先行商標の無効または取消は事後的に成立しうるものとする。

第 15 条

団体標章、保証標章および証明標章に関する特則

1. 第 4 条の規定を害することなく、自国法により団体標章、保証標章または証明標章の登録を認めている加盟国は、これらの標章の機能上それが必要な場合には、第 3 条および第 12 条に定める理由に加重した理由によりこれらの標章は登録されず、または取り消され、無効を宣言される旨を規定することができる。
2. 第 3 条 (1) (c) の規定にかかわらず、加盟国は、商品または役務の原産地を表示するために取引上使用できる標識または表示が団体標章、保証標章または証明標章を構成しうる旨を規定することができる。これらの標章は、第三者がこれらの標識または表示を取引上使用することを禁止する権利をその所有者に付与するものではない。ただしこの場合、その第三者が工業上または商業上の公正な慣習に従ってこれらを使用していることを条件とする。特にこうした標章は、地理的名称を使用する権利を有する第三者に対して行使することはできない。

第 16 条

通知

加盟国は、本指令が適用される分野において採択した国内法の主要条項の条文を欧州委員会に通知しなければならない。

第 17 条

廃止

付録 I、A 部に掲げた決定により修正された指令 89/104/EEC は、付録 I、B 部に定める当該指令の国内法への転置期限に関する加盟国の義務を害することなく、廃止される。

廃止された指令について言及された事項は、本指令について言及された事項とみなされるものとし、付録 II の相関関係表に従って解釈しなければならない。

第 18 条

発効

本指令は、欧州連合官報上での公表から 20 日目に発効するものとする。

第 19 条

名宛人

本指令は、加盟国を名宛人とする。

2008 年 10 月 22 日、ストラスブールにて。

欧州議会

議長

エイチ・ジー・ペテリンク

(H.-G. PÖTTERING)

欧州理事会

議長

ジェイ・ピー・ジュエット

(J.-P. JOUYET)

付録 I

A 部

修正により廃止された指令

(第 17 条参照)

理事会指令 89/104/EEC (官報 L 40、1989 年 2 月 11 日、P. 1)

理事会決定 92/10/EEC (官報 L 6、1992 年 1 月 11 日、P. 35)

B 部

国内法への転置期限

(第 17 条参照)

| 指令 | 転置期限 |
|------------|------------------|
| 89/104/EEC | 1992 年 12 月 31 日 |

付録 II
 相関関係表

| 指令 89/104/EEC | 本指令 |
|--------------------------|---------------------------|
| 第 1 条 | 第 1 条 |
| 第 2 条 | 第 2 条 |
| 第 3 条 (1) (a)～(d) | 第 3 条 (1) (a)～(d) |
| 第 3 条 (1) (e)、導入部 | 第 3 条 (1) (e)、導入部 |
| 第 3 条 (1) (e)、第 1 インデント | 第 3 条 (1) (e) (i) |
| 第 3 条 (1) (e)、第 2 インデント | 第 3 条 (1) (e) (ii) |
| 第 3 条 (1) (e)、第 3 インデント | 第 3 条 (1) (e) (iii) |
| 第 3 条 (1) (f)、(g)および (h) | 第 3 条 (1) (f)、(g) および (h) |
| 第 3 条 (2)、(3) および (4) | 第 3 条 (2)、(3) および (4) |
| 第 4 条 | 第 4 条 |
| 第 5 条 | 第 5 条 |
| 第 6 条 | 第 6 条 |
| 第 7 条 | 第 7 条 |
| 第 8 条 | 第 8 条 |
| 第 9 条 | 第 9 条 |
| 第 10 条 (1) | 第 10 条 (1)、第 1 サブパラグラフ |
| 第 10 条 (2) | 第 10 条 (1)、第 2 サブパラグラフ |
| 第 10 条 (3) | 第 10 条 (2) |
| 第 10 条 (4) | 第 10 条 (3) |
| 第 11 条 | 第 11 条 |
| 第 12 条 (1)、第 1 文 | 第 12 条 (1)、第 1 サブパラグラフ |
| 第 12 条 (1)、第 2 文 | 第 12 条 (1)、第 2 サブパラグラフ |
| 第 12 条 (1)、第 3 文 | 第 12 条 (1)、第 3 サブパラグラフ |
| 第 12 条 (2) | 第 12 条 (2) |
| 第 13 条 | 第 13 条 |
| 第 14 条 | 第 14 条 |
| 第 15 条 | 第 15 条 |
| 第 16 条 (1) および (2) | — |
| 第 16 条 (3) | 第 16 条 |
| — | 第 17 条 |
| — | 第 18 条 |
| 第 17 条 | 第 19 条 |
| — | 付録 I |
| — | 付録 II |